

社会福祉法人 日野市社会福祉協議会  
**会 員 規 程**

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人日野市社会福祉協議会（以下「日社協」という。）定款第18条に定める会員について規定することを目的とする。

(会員)

第2条 会員は、日社協の行う社会福祉事業に賛同し、会費を納入するものをもって会員とする。

(会員及び会費の区分)

第3条 会員及び会費の区分は次のとおりとする。

- (1) 個人会員 1,000円以上
- (2) 特別会員 3,000円以上
- (3) 団体会員 5,000円以上

2 前項の規定にかかわらず、1,000円未満の納入にあつては、これを協力費として会費額に算入するものとする。

3 すでに納入した会費は、過誤納の場合のほかは返還しないものとする。

(退会)

第4条 会員は、退会の申出があつたとき、または会費の納入がないとき、退会したものとす。

(委任)

第5条 この規程の施行について必要な事項については、別に会長が定める。

制 定	昭和59年	4月	1日
改 正	昭和61年	7月	15日
改 正	平成 3年	8月	22日
改 正	平成19年	6月	1日
改 正	平成28年	3月	28日